

## 第159回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和6年4月18日（木）午後2時00分  
 2 開会の日時 令和6年4月18日（木）午後1時52分  
 3 閉会の日時 令和6年4月18日（木）午後2時59分  
 4 会議の場所 岡山市北区春日町5番6号 岡山市勤労者福祉センター5階第3会議室  
 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別  
     出席16名 欠席1名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	職務代理	小橋 久宣	出席
2	荒井 隆文	出席	11	小林 弘幸	出席
3	板野 元次	出席	12	佐藤 卓司	出席
4	浦上 和己	欠席	13	真田 明彦	出席
5	遠藤 康二	出席	14	丹原 昭二	出席
6	賀門 義和	出席	15	長瀬 孝司	出席
7	國定 豪	出席	16	三垣 千秋	出席
8	久山 優	出席	17	和田 修一郎	出席
会長	黒田 栄三郎	出席			

6 事務局出席者

事務局：担当局長 吉澤 史郎

参事 今村 正樹 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司

担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

(2) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について

(3) 転用事業計画変更承認申請について

(4) 農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について

(5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）

(6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）

(7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸）

(8) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の移転）

(9) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について

(3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 農業委員会活動等について
- (2) 農地利用最適化推進委員(南区藤田)の公募等について
- (3) 今後のスケジュールについて
- (4) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 8番 久山 優 16番 三垣 千秋

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第159回総会を開会します。(あいさつ)

議事録署名委員を指名します。8番 久山委員、16番 三垣委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願ひします。

田尾係長 議案の訂正があります。

本日お配りした正誤表をご覧ください。

2ページ14番、10ページ1番は取下げになっております。

1ページ5番は、10a当たりの価格の訂正があります。

8ページ27番は、譲受人の持分の訂正があります。

先月議案について報告します。3条申請について保留となりました、北区佐山、東花尻、南区大福の案件はいずれも取下げとなりました。また、5条申請、北区日吉町の露天駐車場への転用案件は3月28日に県農業会議に諮問し、許可適当との答申がありました。以上、報告します。

議長 それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。

申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入りますが、23番から26番までは申請等(2)5条申請の29番及び30番と、27番及び28番は申請等(2)5条申請の31番及び32番と、それぞれ同時申請であり、相互に関連がありますので、申請等(2)の最後で同時に審議します。

それでは中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。

田尾係長 1番と2番は交換で同時申請のため、まとめて説明します。

1ページ1番、受人は福谷に居住し、約75aの農地を耕作する農業者で、交換により福谷の田を取得しようとするものです。

2番、受人は福谷に居住し、約59aの農地を耕作する農業者で、交換により福谷の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、受人は辛川市場に居住し、約63aの農地を耕作する農業者で、受贈により辛川市場の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、受人は佐山に居住し、約47aの農地を耕作する農業者で、受贈により佐山の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、受人は田中に居住し、約20aの農地を耕作する農業者で、増反により芳賀の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

**議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。**

丹原委員 中・中央地区協議会で、1番から5番までの5件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議員 他の委員さん、何かご意見がありますか。**

全員 異議なし。

**議長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。**

田尾係長 1ページ6番、受人は下足守に居住し、世帯で約4.7haの農地を耕作する農業者で、受贈により中撫川の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ7番、受人は倉敷市に居住し、新規農により加茂の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は高松に居住し、世帯で約1haの農地を耕作する農業者で、増反により高松の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は吉備津に居住し、世帯で約6.8haの農地を耕作する農業者で、増反により吉備津の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は高松原古才に居住し、世帯で約1.5haの農地を耕作する農業者で、増反により加茂の田畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は新庄上に居住し、世帯で約21aの農地を耕作する農業者で、増反により新庄上の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は吉備中央町に居住し、新規農により苔山の田畑を取得しようとするものです。なお、受人は渡人から苔山の空き家を購入しており、令和6年5月頃に転居予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は下足守に居住し、世帯で19aの農地を耕作する農業者で、受贈により下足守の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。**

北・吉備地区協議会で、6番から13番までの8件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

**次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。**

2ページ14番は取下げです。

15番、受人は建部町大田に居住し、約73a耕作するパート兼農業者で、増反により建部町大田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ16番、受人は北区尾上に居住し、新規農により建部町三明寺の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人らは奈良県及び兵庫県に居住し、新規農により建部町川口の畑を所有権移転しようとするものです。なお、受人らは渡人から建部町川口の空き家も購入しており、夏頃に転居する予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。**

御津・建部地区協議会で、取下げの14番を除き15番から17番までの3件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

**次に南区の説明を事務局からお願いします。**

3ページ18番、受人は倉敷市西阿知町に居住し、世帯で約1.1haの農地を耕作する会社員兼農業者で、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は妹尾に居住し、世帯で約4aの農地を耕作する歯科医師兼農業者で、増反により妹尾の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は箕島に居住し、世帯で約1.4haを耕作する農業者で、増反により箕島の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は倉敷市中庄に居住し、世帯で約1.3haの農地を耕作する会社役員兼農業者で、増反により曾根の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、受人は北区西古松二丁目に居住し、世帯で約21aを耕作する会社員兼農業者で、増反により東畦の畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員　　南区協議会で、18番から22番までの5件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

議長　　それでは、申請等(1)は、取下げの14番を除く1番から22番までの21件については、いずれも許可と決定してよろしいでしょうか。

異議なし。

議長　　それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等(2)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長　　5ページ1番と6番は同じ地域のため、まとめて説明します。

1番、本件は令和5年3月30日付公告の農振除外済案件で、転用目的は、店舗（調剤薬局）です。

申請人は、薬剤師として勤務していますが、申請地の隣接地に老人福祉施設や新たに開業する医療施設があり、交通の便が良い申請地に賃貸借権を設定し、店舗（調剤薬局）を建築しようとするものです。

6番、本件は令和5年3月30日付公告の農振除外済案件で、転用目的は、診療所・駐車場です。

申請人は、岡山市立市民病院で医師として勤務していますが、申請地の隣接地で経営している老人福祉施設と連携し、より良いサービスを提供するため、交通の便が良く、周辺に診療所も少なく需要が見込める申請地に賃貸借権を設定し、診療所および駐車場を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、本件は令和5年9月20日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは、広島県呉市の社宅に申請人らと子ども2人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、申請人(妻)の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、南区米倉の借家に申請人と妻と子ども2人で生活していますが、二人目の子どもが生まれ、現住居では手狭になったことから、申請人の勤務先が近くなる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番と5番は同じ地域のため、まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

4番、申請人は中区関の借家に妻と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人と妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

5番、申請人らは北区横井上の借家に申請人らと子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、生活環境が変わらず、申請人(夫)の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は地域センターから500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、本件は令和5年9月20日付公告の農振除外済案件です。

転用目的は露天資材置場で、令和3年4月19日付の許可を受け、現在一時転用中です。

申請人は北区大窪に本店を置き地質調査業を主な事業とする法人です。現在、本店から約300mに位置する申請地を借り受け、露天資材置場として利用しています。今後も申請地を露天資材置場として継続利用する必要があることから、申請地を露天資材置場として、所有権を移転し、永久転用許可を受けようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha以上の1種農地と判断されますが、申請地は集落接続があり、事務所近隣で例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、本件は令和5年9月20日付公告の農振除外済案件で、転用目的は分家住宅です。

申請人は、倉敷市の借家に夫と子ども1人で生活していますが、子どもの成

長に伴い家財道具が増え手狭になったため、実家に近く、今後農地を引き継ぎ農業に従事していくことから、母が所有する申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10 ha 以上の 1 種農地と判断されますが、集落に接続した住宅で、母の土地で他に代替地もないため、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6 ページ 9 番、令和 5 年 9 月 20 日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは中区土田の借家に申請人らと子ども 1 人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人(夫)の実家に通いやすくなり、申請人らの勤務先が近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、地域センターから 500 m 以内の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10 番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、中区平井六丁目の借家に申請人と妻と子ども 1 人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、インター出入口から 300 m 以内の 3 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11 番から 14 番までは同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和 5 年 9 月 20 日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

11 番、申請人は北区津高の借家に妻と子ども 2 人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、子どもが通っている学区が変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

12 番、申請人らは北区横井上の借家に申請人らと子ども 1 人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、生活環境が変わらず、申請人(夫)の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

13 番、申請人は北区野田二丁目の借家に妻と子ども 2 人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、申請人の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

14 番、申請人らは北区高柳西町の借家に申請人らと子ども 1 人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、申請人らの勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は農地の広がりが 10 ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準

上も問題ないと考えます。

15番、転用目的を露天駐車場とする永久転用目的の一時転用申請で、転用期間は許可日から3年間です。

申請人は、北区白石に本店を置き、呉服、洋品の小売業を主な事業とする法人です。

毎月の催事の事業用の駐車場が不足するため、店舗に隣接し代表取締役が所有する申請地に賃貸借権を設定し、露天駐車場として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、転用目的は露天駐車場です。

申請人は、北区矢坂本町に本店を置き、水道施設工事業を主な事業とする法人です。従業員と業務車両の駐車場が不足するため、事業所の東側に隣接している申請地の所有権を移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議長** 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

**丹原委員** 中・中央地区協議会で、1番から16番までの16件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

**議長** 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

**田尾係長** 7ページ17番及び18番は同じ地域のため、まとめて説明します。

転用目的は、17番が自己専用住宅、18番が自己兼用住宅（化粧品販売）です。

17番、申請人は、申請者が経営している久米の会社の住所に住民登録を行い、ホテル暮らしをしています。申請人の家族に結婚の予定があり、申請人のホテル暮らしが結婚の支障になる可能性があることから、勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は、庭瀬の借家に家族4人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったこと、申請人（妻）が、会社から独立し化粧品販売店を営む計画があることから、妻の実家に近く、近辺に類似店舗がなく需要がある申請地の所有権を移転し、自己兼用住宅（化粧品販売）を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番、本件は令和5年9月20日付公告の農振除外済案件で、転用目的は分家住宅です。

申請人は、庭瀬の借家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、実家に近い、祖父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建

築しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが 10 ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、17番から19番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明をお願いします。

田尾係長 7ページ20番、転用目的は露天駐車場です。

申請人は南区南輝一丁目に居住する会社員です。このたび申請地に隣接する空き家を購入しましたが、宅地内に自家用車の駐車スペースが無いため、申請地の所有権を取得し、露天駐車場として転用するものです。

農地区分は、農地の広がりが 10 ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

佐藤委員 御津・建部地区協議会で、20番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 7ページ21番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは当新田の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10 ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番、本件は令和5年9月20日付で農振除外公告済みの案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は新保の持家に夫婦で生活していますが、義母と同居する運びとなりました。そのため現住居では手狭になるため、夫の実家及び職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は新居建築後に売却する予定です。

農地区分は、農地の広がりが 10 ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番から25番までは同じ地域のため、まとめて説明します。

23番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は洲崎三丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

24番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは妹尾の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の実家に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

8ページ25番、転用目的は露天資材置場です。

申請人は北区中仙道二丁目に事務所を置き、建設業を営む法人ですが、受注工事の増加により、現在使用している露天資材置場では手狭になるため、交通至便である申請地の所有権を取得し、露天資材置場として転用するものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

26番と27番は同じ地域のため、まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

26番、申請人は倉敷市松江一丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

27番、申請人らは北区下中野の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の職場に近い申請地の所有権を取得し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

28番、本件は令和4年10月19日付で農振除外公告済みの案件で、転用目的は露天資材置場です。

申請人は宮浦に事務所を置き、建設業を営む法人ですが、事業内容の拡大に伴い、現在使用している露天資材置場では手狭になるため、現在使用している露天資材置場に隣接する申請地の所有権を取得し、露天資材置場として転用するものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha以上の1種農地と判断されますが、集落に接続しており、事務所近隣で他に代替地もないため、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員　　南区協議会で、21番から28番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。  
全員　　異議なし。

議長 次に、申請等（2）南区29番から32番まで、及び申請等（1）南区23番から28番までについて一括して審議しますので、事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐

9ページ29番及び30番は営農型太陽光発電設備設置の許可を受け、3年間使用してきました。本件はそれを更新し、引き続き3年間使用するために一時転用の許可を受けようとするもので、事業計画に変更はありません。一時転用期間は令和6年4月18日から令和9年4月17日となります。なお、営農型太陽光発電設備についての農地転用に係る取扱としては支柱の基礎部分が一時転用の対象となります。

なお、栽培作物はいずれも原木しいたけです。支柱の高さ、農作業の出来る空間確保など営農型太陽光発電設備の設置の基準は満たしています。収量又は生育状況については、初年度の散水設備設置の遅れや夏季の高温などにより、ホダ木がダメージを受け、計画を下回っていますが、改善に向けた対策が示されています。また、資金や被害防除計画等の一般基準上も問題ないと考えます。

同時申請の3ページ3条申請23番、24番は、耕作者が農業を営む法人を設立し、その法人に3年間使用貸借権を設定するものです。解除条件付の契約であるなどの要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、4ページ3条申請の25番26番は、太陽光発電設備設置者と営農者が異なるため、発電設備について、受人が3条で地上権設定を行うもので、設定期間は令和6年4月18日から令和9年4月17日です。

次に、9ページ31番から32番は営農型太陽光発電設備設置の許可を受け、3年間使用してきました。本件はそれを更新し、引き続き3年間使用するために一時転用の許可を受けようとするもので、事業計画に変更はありません。一時転用期間は令和6年4月18日から令和9年4月17日となります。

栽培作物はいずれも水稻です。支柱の高さ、農作業の出来る空間確保など営農型太陽光発電設備の設置の基準を満たしており、収量又は生育状況も基準を満たしています。また、資金や被害防除計画等の一般基準上も問題ないと考えます。

また、4ページ申請等（1）3条申請の27番28番は、太陽光発電設備設置者と営農者が異なるため、発電設備について、受人が3条で地上権設定を行うものです。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員

南区協議会で、申請等（2）29番から32番までの4件、及び申請等（1）23番から28番までの6件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（1）23番から28番までの6件、並びに申請等（2）

1番から32番までの32件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、そのように決定いたします。
- 申請等（3）転用事業計画変更承認申請は取下げ済みのため、案件はありません。
- 次に申請等（4）農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について審議します。中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。
- 田尾係長 11ページ1番、賃貸借契約の解約の許可申請です。
- 本日配布しております別紙（別紙説明資料、位置図、公図、現地写真）をご覧ください。
- 申請者は、賃貸人 [REDACTED] さんと賃借人側の相続人7名です。
- 農地の所在は、北区今保 [REDACTED] の田1, 232m<sup>2</sup>です。賃借人の相続人代表は、北区今保在住の [REDACTED] さんで賃借人 [REDACTED] さんの二男にあたります。
- 賃借人が平成5年に死亡後、相続人の長男の妻の [REDACTED] さんと二男の [REDACTED] さんが令和5年まで耕作していましたが、高齢により耕作できなくなったため合意解約を申し入れましたが、賃借権が相続されておらず、また、相続人の一人の所在がわからなかつたため、許可申請に至ったものです。
- 調査概要のとおり、賃借人の相続人による耕作の事実は直近までありました。また、賃借人の法定相続人8名のうち、7名は解約について合意していますが、残る1名について実情調査を行ったところ異議がないと判断されたため、農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に該当し、許可が妥当と考えます。
- 議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 丹原委員 中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 (意見)
- 議長 それでは、この案件は許可と決定してよろしいか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、申請等（4）については、中・中央地区1番の1件を許可と決定いたします。なお、この案件は県農業会議に諮問する必要があり、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。
- 議長 次に別紙議案の、岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等（5）所有権の移転、（6）利用権の設定、（7）利用権の設定及び転貸、（8）利用権の移転を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。
- 田尾係長 本年2月取りまとめの利用集積計画について説明します。別冊の議案をご覧ください。
- 田尾係長 まず、（5）所有権の移転は、1ページ南区1番の1件です。これは、農地中間管理機構である扱い手育成財団が行う売買事業で、農地の所有者から財団への移転です。
- 田尾係長 次に、（6）利用権の設定は、2ページ中・中央地区1番から54ページ南区395番まで、（7）利用権の設定及び転貸は、55ページ中・中央地区1番から78ページ南区34番まで、（8）利用権の移転は、79ページ中・中

央地区1番から80ページ北・吉備地区2番までです。

(6)から(8)までの件数等は、別紙の集計表をご覧ください。岡山市全体の集計、第一農業委員会の集計、各地区の集計となっています。第一農業委員会の集計は、2ページ目に記載がありますが、件数は全体で590件、その内訳は、新規129件、更新461件で、利用権の設定にかかる面積の合計が $2,711,028.26\text{m}^2$ 、利用権の移転にかかる面積の合計が $7,227.00\text{m}^2$ 、利用権の転貸にかかる面積の合計が $376,268.57\text{m}^2$ となっています。

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、いずれも承認意見となっています。

議 全 議 全 議	長 員 長 員 長	ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。 異議なし。
		それでは、申請等(5)から(8)までの農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
		異議なし。
		それでは、そのように決定いたします。
		次に、申請等(9)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。
逢坂課長補佐		12ページ1番から17ページ27番までの27件で、すべて相続による所有権取得です。1番はあっせん等の希望がありますので、内容を確認する予定です。
議 全 議 全 議	長 員 長 員 長	各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。 異議なし。
		それでは、申請等(9)については、27件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。
		異議なし。
		それでは、そのように決定します。
		次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 報告(1)農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、18ページ1番から3番までの3件で、転用目的は住宅用地1件、賃貸住宅1件、貸事務所1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、19ページ1番から20ページ11番までの11件で、転用目的は、マンション用駐車場2件、貸事務所1件、分譲住宅地等6件、事務所1件、露天駐車場・資材置場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、21ページ1番から22ページ6番までの6件で、解約理由は耕作目的5件、転用目的1件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、23ページ1番から5番までの5件で、内容は、農業用通路兼露天作業場1件、進入路、水路管理地1件、農業用通路兼駐車場1件、農作業車両の駐車場兼資材置場1

件、農業用倉庫（是正）1件です。

報告（5）農地改良届については、24ページ1番及び2番の2件で、内容は普通野菜畑2件です。

議長 これらの報告について、ご質問等はありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案を説明

全員 （1）令和6年度の事業計画（案）及び最適化活動目標設定等（案）について、承認された。

（2）農地利用最適化推進委員（南区藤田）の公募等については、異議なし。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事務局 次回総会予定（5月20日（月）岡山市役所7階大会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時59分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員